

一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会（以下「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、次に掲げるところとする。

正会員及び賛助会員 30,000円

(会費)

第3条 会費は、次表に掲げるところとする。

会 員 種 別	会 費 (年 額)	賦 課 金 (年 額)
正 会 員 (保 険 薬 局 に 該 当)	12,000 円	36,000 円
正 会 員 (保 険 薬 局 に 非 該 当)	12,000 円	—
賛 助 会 員 (保 険 薬 局 に 該 当)	6,000 円	36,000 円
賛 助 会 員 (保 険 薬 局 に 非 該 当)	6,000 円	—

※会費は店舗数にかかわらず会員1名に課すものとする。

※賦課金は、会員が茅ヶ崎市及び寒川町内にある保険薬局1店舗毎にそれぞれ課すものとする。

2 事業年度の途中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割として入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。

(変更)

第4条 この規定は、定款第7条の規定により、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。